

## 放送大学障害学生支援に関する委員会規程

平成26年3月12日

放送大学規程第4号

改正 平成30年3月14日、令和6年3月27日

### (目的)

第1条 障害のある学生に対する公正な教育保障、修学及び学生生活における支援を積極的に推進するための方針、体制及び方策等を審議することを目的として、教授会に、放送大学教授会規程（平成22年放送大学規程第2号）第8条に基づき、放送大学障害学生支援に関する委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (定義)

第2条 この規程において、障害のある学生とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病等に起因する障害を含む。）（以下「障害」と総称する。）がある本学の学生であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

### (審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 障害のある学生に対する修学及び学生生活支援の基本方針に関すること
- 二 障害のある学生に対する修学及び学生生活支援の実施体制及び実施方策に関すること
- 三 その他、障害のある学生に対する修学及び学生生活支援に関する重要事項
- 四 障がいに関する学生支援相談室の管理運営に関すること

2 前項各号に掲げる事項については、障がいに関する学生支援相談室及び関連する委員会等との連携を図りつつ審議を進めるものとする。

### (組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長が指名する副学長 1名
- 二 各コースの教授又は准教授 各1名
- 三 学長が指名する学習センター所長及び事務長 若干名
- 四 学務部長、学習センター支援室長及び学生課長
- 五 障がいに関する学生支援相談室長

2 前項各号に掲げる者のほか、委員長は必要と認めるものを構成員に加えることができる。

### (任期)

第5条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、年度の途中において委嘱された委員の任期は、当該年度の末日までとする。

### (委員長等)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、第4条第1項第1号の委員をもって充てる。
- 3 副委員長は、第4条第1項第5号の委員をもって充てる。

### (議長)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

### (委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ又は小委員会)

第9条 委員会に特定の事項を調査、検討させるため、必要に応じてワーキンググループ又は小委員会を置くことができる。

2 ワーキンググループ又は小委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。

(事務)

第10条 委員会の事務は、関係部課室の協力を得て、学務部学生課において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月14日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月27日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。